



4月から

子ども医療制度を18歳の年度末まで拡大します!



中学校卒業までは、子ども医療費受給者証により医療費が無料になります。

また、中学校卒業から18歳の年度末までは、申請により入院費は全額、通院費は3分の2を支給します。

改正前(～令和2年3月受診)				改正後(令和2年4月受診～)			
対象者		助成割合	支払方法	対象者		助成割合	支払方法
0歳～ 小学6年生	(入院) (通院)	全額	受給者証により 無料	0歳～ 中学生	(入院) (通院)	全額	受給者証により 無料
中学生	(入院) (通院)	全額 2/3	申請により 支給	中学校卒業 ～18歳	(入院) (通院)	全額 2/3	申請により 支給

- 子ども医療費受給者証の有効期間は、**中学3年生の年度末**までになります。0歳から中学生の方の新しい有効期間の受給者証は3月下旬に発送します。4月1日以降受診する際はそちらをお使いください。

～中学校卒業から18歳の年度末までのお子さんを持つ方へ～

中学校卒業から18歳の年度末までのお子さんについては、**入院は全額・通院は3分の2**が申請により支給されます。

医療機関で自己負担分のお支払いをしていただき、下記のものをお持ちのうえ、保険年金課または各支所の窓口で申請してください。

*** 1か月分をまとめて翌月以降に申請してください。(複数月まとめての申請も可)**

- 医療機関発行の領収書
(受診者名、受診日、保険診療点数(金額)、支払金額の記載があるもの)
- 印鑑(スタンプ印以外)
- 振込先となる口座の通帳
- 受診者の健康保険証
- 高額療養費、補装具などに該当する場合は、健康保険組合などからの支給決定通知書



《注意》

※平成30年8月1日から令和2年3月31日までの中学生の医療費についても助成の対象となりますので、支払日から5年以内に申請してください。

※他の福祉医療制度を受給されている場合は、子ども医療の対象外です。

※中学校卒業まで…15歳到達後最初の年度末まで

☎ 保険年金課 ☎ (55)7119